

# 高浜差し止め維持

## 大津地裁 関電の申し立て却下

関西電力高浜原発3、4号機（福井県）の運転を差し止めた仮処分決定について、大津地裁は17日、関電が一時的に効力を止めるよう求めた執行停止の申し立てを却下した。差し止め仮処分を決めた山本善彦裁判長が今回も担当し、「決定取り消しの原因となる明らかな事情は認められない」と判断した。関電は2基を動かさない状況が続く。

関電は3月の仮処分決定を「科学的知見をふまえず、主観的な危惧・不安から短絡的に結論づけた」と批判。予定していた電気料金値下げの見送りや市民生活や経済活動に大きな影響が出ていると主張していた。

関電が同時に申し立てた保全異議は審理をすでに終えたが、決定の期日は未定。関電広報室は「誠に遺憾」

異議審で仮処分命令を取り消していただきたい」とコメント。保全異議で決定が覆らなければ、関電はさらに大阪高裁に保全抗告を申し立てることができる。

◇  
関西電力は17日、大津地裁の運転差し止め仮処分決定を受けて停止中の高浜原発3、4号機（福井県）の原子炉から、核燃料を取り出すと発表した。この日、関電が求めていた執行停止の申し立てが地裁に却下されたことで、「一定期間、原子炉が動かさないことが確定したため」（同社）としている。